

現場代理人の常駐義務緩和の拡大について

甲州市建設工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人について、一定の要件を満たす工事において現場代理人の常駐義務を緩和し2件の工事間で兼任可能としていますが、緩和範囲の拡大を図ります。

1 緩和要件

・現場代理人の常駐義務緩和要件

- ① 兼任する全ての工事が甲州市発注で、件数は2件まで。
ただし、県発注工事と工事区間が重なり密接な関連があることから随意契約した市発注工事は、市の承認より県工事の現場代理人と兼務できることがある。この場合、監督員と相談のうえ手続きを行うこと。
- ② 兼任する全ての工事の現場が甲州市内であること。
- ③ 兼任する個々の工事の予定価格が8,000万円未満（税込み）。
- ④ 兼任する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと。

・兼任する際の条件

- ① 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
- ② 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。
- ③ 現場代理人が工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理(安全ミーティング、KY活動等)、及び施工に関する責任者を配置し、安全管理の徹底を図ること。
- ④ 現場代理人が工事現場を離れる際には、現場代理人は監督員と連絡が取れる体制を構築すること（携帯電話や連絡責任者の配置等）。

2 手続き

現場代理人を兼任する場合は、契約時に提出する「現場代理人及び技術者通知書」と同時に「現場代理人兼務届」（第1号様式）を、兼務に係る市発注工事の一方が竣工その他の事由により、兼務の必要がなくなった場合は、「現場代理人兼務解除届」（第2号様式）を、また、兼務に係る現場代理人が変更になった場合は、新たな現場代理人を選任のうえ、「現場代理人変更届」（第3号様式）を所管するそれぞれの部署に提出すること。

3 その他

- (1) 上記要件を満たしていても、現場の施工管理上、発注者が兼任を認めない場合もあるので、所管課に確認すること。
- (2) 提出された「現場代理人及び技術者通知書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行うことがあるので、注意すること。

4 適用期間

公告日（指名競争入札については指名通知日）が平成29年4月 1日から当面の間に発注する全ての工事に適用する。